

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における環境衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施区分

(1) 会場及び生活環境の美化

県及び会場地市町村は関係機関・団体の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 開・閉会式会場、競技・練習会場（以下「会場」という。）、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底及びマナーの向上を図る。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

県及び会場地市町村は、会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。

また、会場地市町村の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(3) 宿舎の衛生対策

保健所等は、県、会場地市町村、関係機関・団体の協力を得て、宿泊施設の営業者等に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう宿舎の衛生的環境の保持に努めるよう指導する。

(4) 飲料水の衛生対策

保健所等は、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を実施する。

(5) 衛生害虫等の駆除

会場等の管理者は、関係機関・団体の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

保健所等は、会場地市町村等の協力を得て、飼い犬の適正管理指導と野犬等の捕獲に努め、犬による危害発生の防止を図る。

また、会場地市町村は、関係団体の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を徹底する。

(7) 受動喫煙防止対策

県及び会場地市町村は、健康増進法に基づき、会場内の受動喫煙防止対策に努める。

3 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。